

グループホーム長善のさと 利用料金表

(1)利用料金表

		要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス利用料金		1日 748円	1日 752円	1日 787円	1日 811円	1日 827円	1日 844円
自己負担額		22,440円	22,560円	23,610円	24,330円	24,810円	25,320円
保険 給付 外	家賃	1ヶ月 20,000円					
	保証金	なし					
	食費	1ヶ月 33,300円(1日1,110円)					
	水道光熱費	1ヶ月 18,000円(1日600円)					
合計(1ヶ月)		93,740円	93,860円	94,910円	95,630円	96,110円	96,620円

・1ヶ月を30日として計算しております。また、月の途中で利用を開始した場合、又は、月の途中で利用を解除した場合は、家賃は日割り計算になります。

(2)その他の加算と算定要件:1割負担

加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	①介護福祉士が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。 ②介護福祉士が60%以上配置されていること。 ③常勤職員が75%以上、介護福祉士50%以上、勤続7年以上の者が30%以上配置されていること。のいずれか。	① 22円(日) ② 18円(日) ③ 6円(日)
認知症専門ケア加算 (該当者加算)	①認知症専門加算(Ⅰ) ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施。 ②認知症専門加算(Ⅱ) ・認知症専門加算Ⅰの要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施。	① 3円(日) ② 4円(日)
医療連携加算(共通加算)	24時間訪問介護ステーションと連絡がとれ対応ができる体制を確保している。	39円(日)
入院時費用 (該当者加算)	入院後三月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合(一月に6日を限度とする)	246円/日
看取り介護加算 (該当者加算)	医師より回復の見込みがないと判断された終末期の利用者やその家族の要望に沿って看取りに対応した場合に加算 ①死亡日以前 31日～45日以下 ②死亡日以前 4日～30日以下 ③死亡日以前 2日～3日 ④死亡日	① 72円/日 ② 144円/日 ③ 680円/日 ④ 1280円/日
初期加算(該当者加算)	①利用開始から30日間について算定。 ②一ヵ月以上入院後再入居した場合①同様算定。	30円/日
栄養管理体制加算(共通加算)	管理栄養士が利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を介護職員に行う体制を構築している。	30円/月
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行なう。	40円/月
介護職員処遇改善加算 (共通加算)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設。	一月保険適応単位総数の11.1%の1割
介護職員等特定処遇改善加算 (共通加算)	介護人材確保のため他の職員も含めて、更なる処遇改善を進めるための加算。	一月保険適応単位総数の①3.1%②2.3%のいずれか1割
介護職員等ベースアップ等 支援加算 (共通加算)	介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置を講じるため、創設	一月保険適応単位総数の2.3%の1割

- ・サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。
- ・認知症専門ケア加算の①を算定しますが、算定要件に該当する利用者のみに係る加算です。
- ・医療連携加算は介護度1～5の方が対象です。要支援2の方は算定しません。
- ・看取り介護加算の算定に当たっては、別紙、「看取り介護に関する指針」に基づきサービス提供を行います。

(3)その他の利用料

- ・「理美容代」「教養娯楽費用」「おむつ代」「シャンプー」等は実費となります。